

宗教法人「真宗大谷派」規則

(一九五二年三月二十八日)
文部大臣認証

変更

①	一九五四	六	一〇	認証
②	一九六三	一〇	二	認証
③	一九六四	八	三	認証
④	一九八一	二	八	認証
⑤	一九八一	二	八	認証
⑥	一九八五	三	一	認証
⑦	一九八六	二	二	認証
⑧	一九八七	三	二	認証
⑨	一九九七	一〇	一	認証
⑩	二〇〇九	一	二	認証

第一章 総則

(名称)

第一条 この宗門は、宗教法人法による宗教法人であつて、「真宗大谷派」という。

(事務所の所在地)

第二条 この宗教法人(以下「法人」という。)の事務所は、真宗大谷派宗務所(以下「宗務所」という。)と称し、京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七百五十四番地に置く。

(第一編) 宗教法人「真宗大谷派」規則

(目的)

第三条 この法人は、この宗門の最高規程たる真宗大谷派宗憲(以下「宗憲」という。)により、宗祖親鸞聖人の真影を安置する真宗本廟(本願寺とも称する。)を中心とし、立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な施策を行い、もつて同朋社会を実現することを目的として、寺院及び教会を包括し、堂宇その他の財産を管理し、財務その他の業務及び事業を行う。

(公告の方法)

第四条 この法人の公告は、宗務所の掲示場に十日間掲示し、及び機関誌「真宗」に一回掲載して行ふ。

第二章 役員その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数)

第五条 この法人には、六人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

(代表役員の資格及び選任)

第六条 代表役員は、宗憲に定めるところにより、この宗門の宗務総長の職にある者をもつて充てる。

2 宗務総長は、宗憲に定めるところにより、教師の中から宗

会がこれを指名する。

(責任役員資格及び選任)

第七条 代表役員以外の責任役員は、宗憲に定めるところにより、この宗門の参務の職にある者をもって充てる。

2 参務は、宗憲に定めるところにより、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

(代表役員職務権限)

第八条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。
(責任役員会及びその職務権限)

第九条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- 一 予算の編成
- 二 決算の作成
- 三 歳計剰余金の処理
- 四 特別財産及び基本財産の設定及び変更
- 五 不動産及び重要な不動産に係る取得、処分、その他重要な行為
- 六 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
- 七 境内地の模様替え及び用途変更等

八 事業の管理及び運営

九 この規則の変更

十 合併及び解散並びに残余財産の処分

十一 その他この規則に定める事項

十二 この法人の事務のうち、代表役員が必要と認める事項
2 責任役員会は、代表役員が招集する。

3 責任役員会の議事は、責任役員の数数の全員の出席によって開き、その全員の同意によってこれを決する。ただし、責任役員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ同意の意思表示をした者は、これを出席して当該付議事項について同意したものとみなす。

第二節 代務者

(置くべき場合)

第十条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が、死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

二 代表役員又は責任役員が、病氣、長期旅行その他の事由によって三月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第十一条 代表役員は、代表役員があらかじめ責任役員会に諮って指名した責任役員をこれに充てる。

2 責任役員は、代表役員又はその代務者がこの宗門の宗務役員(以下「宗務役員」という。)の中から責任役員会に諮って指名する。

(職務権限)

第十二条 代務者は、代表役員又は当該責任役員に代わって、その職務の全部を行う。

2 代務者は、その置くべき事由がなくなつたときは、当然その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第十三条 代表役員又は代表役員代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、代表役員又は代表役員代務者以外の責任役員は互選により、仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員又は責任役員代務者は、その責任役員又は責任役員代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、当該責任役員又は責任役員

代務者以外の責任役員は合議により、その議決権を有しない責任役員又は責任役員代務者の員数だけ、宗務役員の中から仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第十四条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員又は責任役員若しくはその代務者に代わってその職務を行う。

第四節 内局

(組織及び職務権限)

第十五条 内局は、宗憲に定めるところにより、宗務総長及び五人の参務で組織する。

2 内局は、この規則に定める責任役員の職務を行うほか、宗憲に定めるこの宗門の宗務を行う。

第五節 役員及び解任

(辞任及び解任)

第十六条 代表役員及び責任役員は、宗憲に定めるところにより、次の各号の一に該当するときは、辞任しなければならない。

一 内局が、宗議会で不信任の決議案を可決され、又は信任の決議案を否決された場合において、十日以内に宗議会在

解散されないとき。

二 宗議会議員総選挙の後はじめて宗会が招集されたとき。

三 宗務総長が欠けたとき。

2 代表役員以外の責任役員は、宗憲に定めるところにより、
参務を罷免されたときは、当然責任役員を解任されたものと
する。

（辞任後の職務）

第十七条 代表役員及び責任役員は、辞任後でも、後任の代表
役員及び責任役員が就任する時まで、なおその職務を行うも
のとする。

第六節 宗会

（組織、議員の選出及び任期）

第十八条 この法人に宗会を置き、宗会は、宗憲に定めるところ
により、僧侶の中から選出された議員六十五人以上で組織
する宗議会と、門徒の中から選出された議員六十五人以上で
組織する参議会の両議会で構成する。

2 宗議会議員の任期は、四年とし、参議会議員の任期は、三
年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間と
する。

3 宗議会が解散された場合、宗議会議員の任期は、その期間

満了前に終了する。

4 宗会が開会中に議員の任期が満了する場合は、閉会まで在
任する。

（招集）

第十九条 宗会は、宗憲に定めるところにより、毎年一回招集
する。ただし、内局が必要があると認めるときは、臨時にこ
れを招集することができる。

2 両議会のいずれかの議員の半数以上の請求があつたときは、
内局は、その招集を決定しなければならない。

（議事）

第二十条 宗議会及び参議会は、それぞれの議員の半数以上が
出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 宗議会及び参議会の議事は、宗憲又はこの規則に別段の定
めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否
同数のときは、議長の決するところによる。

3 宗議会で可決し、参議会でこれと異つた議決をした議案に
ついては、宗憲に定めるところにより、両会協議会の議にこ
れを付さなければならぬ。

（議決事項）

第二十一条 宗会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 予算
- 二 決算の承認
- 三 この規則の変更、合併又は解散
- 四 宗憲又はこの規則に定める事項
- 五 前各号のほか、宗務総長が提出した議案、その他この宗門の条例に定める事項

第七節 参与会及び常務会

(組織)

第二十二條 この法人に参与会及び常務会を置く。

- 2 参与会は、宗憲に定めるところにより、十人の参与会員で組織し、宗議会の議長・副議長及び宗議会において互選した者がこれに当たる。

- 3 常務会は、宗憲に定めるところにより、十人の常務会員で組織し、参議会の議長・副議長及び参議会において互選した者がこれに当たる。

- 4 参与会員又は常務会員は、宗議会又は参議会の議員の任期が終わっても、後任者が就任する時まで引き続きその職務を行う。

- 5 責任役員は、参与会員になることができない。

(招集)

第二十三條 参与会及び常務会は、宗務総長が招集する。

(議事)

第二十四條 参与会及び常務会の議事は、宗憲又はこの規則に別段の定めがある場合を除き、それぞれの会員の定数の半数以上の出席によって開き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第二十五條 参与会及び常務会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 宗議会又は参議会から委任を受けた事項
- 二 予算外の負担となる契約の締結に関する事項
- 三 重要な財産の買入、処分及び保管の方法に関する事項
- 四 緊急支出に関する事項
- 五 宗憲、この規則又は条例に定める事項
- 六 その他宗務総長が提出した事項

第八節 会計監査院

(設置)

第二十六條 この法人の財産の管理、歳入歳出の決算、金品の出納その他財務の状況を監査するため、宗憲に定めるところにより、この法人に会計監査院を置く。

(組織及び任期)

- 第二十七条 会計監査院に院長及び検査員若干人を置く。
- 2 院長は、参与会及び常務会の同意を得て、宗務総長がこれを任命する。
- 3 検査員は、宗務総長が、院長の同意を得た者について、これを任命する。
- 4 院長の任期は、四年とし、検査員の任期は、三年とする。

ただし、それぞれ再任を妨げない。

第三章 この法人が包括する寺院及び教会

第一節 通則

(寺院及び教会の種類)

第二十八条 この法人が包括する寺院及び教会は、宗憲に定めるところにより、別院、普通寺院及び教会とする。

(承認を要する事項)

第二十九条 この法人が包括する寺院又は教会が次の各号に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員たる宗務総長の承認を受けなければならない。

- 一 宗教法人となること。
- 二 規則を変更すること。
- 三 合併又は解散をすること。

四 財産の処分等について、当該寺院又は教会の規則において、宗務総長の承認を必要とするものと定められた事項

2 宗教法人がこの法人と被包括関係を設定しようとするときは、この法人の代表役員たる宗務総長の承認を受けなければならない。

第二節 別院

(別院)

第三十条 別院は、枢要の地若しくは開教上必要のある地に、又は由緒によりこれを設け、その地方の弘教の中心とする。

(代表役員及びその代務者)

第三十一条 別院の代表役員は、宗憲に定めるところにより、当該別院の輪番の職にある者をもってこれに充てる。

2 輪番は、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

3 別院の代表役員代務者は、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

(責任役員及びその代務者)

第三十二条 別院の代表役員以外の責任役員及び責任役員代務者は、宗務総長がこれを任命する。

(仮代表役員及び仮責任役員)

第三十三条 別院の仮代表役員及び仮責任役員は、他の責任役

員の合議により選定した者について、常議員会の議決を経て、宗務総長の承認した者をもってこれに充てる。

(院議会)

第三十四条 別院に院議会を置き、輪番が選定した院議会議員で組織する。

2 院議会は、当該別院の規則及びこの宗門の規程たる別院条例に定める事項を議決する。

(常議員会)

第三十五条 別院に常議員会を置き、院議会議員が互選した常議員で組織する。

2 常議員会は、当該別院の規則及び別院条例に定める事項を議決するほか、院議会から委任を受けた事項及び緊急の事項その他輪番が提出した事項を議決する。

(設置、移転、合併及び解散)

第三十六条 別院の設置、移転、合併及び解散は、宗会の議決を経て、宗務総長がこれを定める。

(備付書類及び帳簿)

第三十七条 別院の事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

一 規則及び認証書

(第一編) 宗教法人「真宗大谷派」規則

二 由緒、沿革の記録及び法宝台帳並びに過去帳

三 境内地及び境内建物の明細書及び図面

四 代表役員及び責任役員並びにこれらの代務者の名簿、職員名簿、院議会議員及び常議員並びに監事の名簿

五 門徒名簿

六 予算書及び決算書並びに財産目録及び収支計算書

七 責任役員会、院議会及び常議員会の議事に関する書類及び事務処理簿

八 公益事業及びその他の事業並びに所属団体に関する書類及び帳簿

九 財務に関する書類及び帳簿

十 その他必要と認める書類及び帳簿

第三節 普通寺院及び教会

(代表役員)

第三十八条 普通寺院（以下本節において「寺院」という。）又は教会の代表役員は、宗憲に定めるところにより、当該寺院の住職又は教会の教会主管者の職にある者をもってこれに充てる。

(責任役員)

第三十九条 寺院又は教会の代表役員以外の責任役員は、次の

寺院又は教会の代表役員以外の責任役員は、次の

各号に掲げる者とする。

一 当該寺院又は教会に僧籍を有する者の中からその代表役員が総代の同意を得て選定した者

二 総代が選定した者

2 前項第一号の規定によつて責任役員を選定する場合において、当該寺院又は教会に僧籍を有する者がいないとき、又はその僧籍を有する者の中から選定することができないときは、代表役員は、総代の同意を得て、他の者を選定することができる。

3 代表役員以外の責任役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 後任の責任役員は、現任者の任期満了一月前までに選定しなければならない。

(代表役員代務者)

第四十条 寺院又は教会の代表役員代務者は、当該寺院の住職代務者又は教会の教会主管者代務者の職にある者をもつてこれに充てる。

(責任役員代務者)

第四十一条 寺院又は教会の代表役員以外の責任役員の代務者は、当該責任役員以外の責任役員及び総代の同意を得て、代

表役員がこれを選定する。

(仮代表役員)

第四十二条 寺院又は教会の仮代表役員は、他の責任役員及び総代の合議によつて選定する。

2 前項の規定によることができないときは、当該寺院又は教会を管轄する教務所長の職にある者をもつてこれに充てる。

(仮責任役員)

第四十三条 寺院又は教会の仮責任役員は、当該責任役員以外の責任役員及び総代の合議によつて選定する。

(総代の員数及び任期)

第四十四条 寺院又は教会には、三人以上の総代を置かなければならない。

2 第三十九条第三項及び同第四項の規定は、総代にこれを用する。

(総代の職務権限)

第四十五条 寺院又は教会の総代は、責任役員に協力して、当該寺院又は教会の興隆に努めなければならない。

(総代の同意)

第四十六条 第二十九条に規定する宗務総長の承認を要する事項その他重要な事項については、当該寺院又は教会の総代の

同意を得なければならない。

2 総代は、当該寺院又は教会の業務について、勧告及び助言をすることができる。

(備付書類及び帳簿)

第四十七条 寺院及び教会の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備しなければならない。

一 規則及び認証書

二 代表役員、責任役員、所属僧侶、総代、門徒及び寺院に關する名簿

三 財産目録及び収支計算書

四 責任役員及び総代の会議の議事録並びに事務処理簿

五 過去帳及び由緒沿革を示す書類

六 事業を行う場合におけるその事業に関する書類

七 その他重要事項の記録

第四章 財務

第一節 財産及び管理

(財産の種類)

第四十八条 この法人の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

2 特別財産は、法宝物又は宝物として設定した財産とする。

(第一編) 宗教法人「真宗大谷派」規則

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 境内地、境内建物その他の不動産の中から基本財産として設定したもの。

二 有価証券、預金及び現金の中から基本財産として設定したもの。

4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

(特別財産及び基本財産の設定及び変更)

第四十九条 特別財産又は基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経なければならない。

(管理の定則)

第五十条 現金は、不動産又は確実な有価証券に替え、若しくは信託にし、信用ある銀行等に預けて保管しなければならない。

2 不動産は、取得又は異動の都度、速やかに必要な登記をしなければならない。

3 不動産は、これを担保に供することができない。

(特別財産)

第五十一条 特別財産は、これを処分し、又は担保に供するこ

とができない。

（基本財産）

第五十二条 基本財産は、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又は担保に供し、並びにその用途を変更し、及びこの法人の目的以外の使用をさせることができない。ただし、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであつてかつ一時使用に係るものである場合は、これを貸与し、その用途を変更し、又はこの法人の目的以外の使用をさせることができる。

（普通財産）

第五十三条 普通財産たる不動産について、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、この法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであつてかつ一時使用に係るものである場合において、これを貸与し、又はこの法人の目的以外の使用をさせようと

するときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する行為をしたときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。

（模様替等）

第五十四条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、その行為が当該不動産について、その用途及びこの法人の目的を妨げない限度において、緊急の必要に基づく場合又は軽微のものであつてかつ一時使用に係るものである場合は、この限りでない。

一 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

二 境内地の著しい模様替えをすること。

2 前項本文に規定する行為をしたときは、次の宗議会及び参議会に提出して、その承諾を求めなければならない。

（借入及び保証の禁止）

第五十五条 この法人は、借入又は保証をすることができない。
2 国又は国に代わる機関若しくは信用ある金融機関から借り入れるものであつて、あらかじめ借入の目的及び限度額並び

に期間について、責任役員会並びに宗議会及び参議会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係人に対してその行為の要旨を示してその旨を公告したとき、又は当該会計年度内で償還する一時の借入であつて、責任役員会並びに参加会及び常務会の議決を経たときは、前項の限りでない。

3 前項の借入によつて生ずる負債の総額は、この法人の經常部当初予算総額の百分の六を超えてはならない。

(財産目録等の作成)

第五十六条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成しなければならない。

第二節 予算及び決算

(予算の編成)

第五十七条 この法人の歳入及び歳出は、毎会計年度予算をもつて定める。

2 予算は、すべての収入を歳入とし、すべての支出を歳出として編成しなければならない。

3 当該年度の歳出予算は、他の年度の支出に充てることができない。

(予算の区分)

第五十八条 予算は、經常及び臨時の二部に分け、それぞれこれを款項に区分し、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

2 臨時部の歳出は、經常部の歳入をもつて充てることができる。

(予備費の設定及び支出)

第五十九条 予算の不足を補い、又は予算外の支出に充てらるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費は、内局の責任でこれを支出する。

(補正予算)

第六十条 やむを得ない事由があるときは、補正予算を編成することができる。

(予算の議決)

第六十一条 予算は、宗議会及び参議会の議決を経なければならない。ただし、宗議会及び参議会は、予算科目を発案し、又は原案の歳入歳出の金額を増加することができない。

(予算不成立の場合)

第六十二条 予算が成立しなかったときは、前年度予算を施行する。

(決算の承認)

第六十三条 歳入及び歳出の決算は、翌年度の宗議会及び参議
会に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の決算には、財産目録、収支計算書、貸借対照表及び
会計監査院の監査報告書を添付しなければならない。

第三節 経理

(経費の支弁)

第六十四条 この法人の経費は、次に掲げる収入をもって支弁
する。

- 一 冥加金
- 二 賦課金
- 三 礼金
- 四 相続講金
- 五 同朋会員志金
- 六 懇志金
- 七 回付受金
- 八 その他の収入

(宗費の賦課)

第六十五条 新たに宗費を賦課し、又は宗費の賦課を変更しよ
うとするときは、宗議会及び参議会の議決を経なければなら
ない。

(会計年度)

第六十六条 この法人の会計年度は、毎年七月一日に始まり、
翌年六月三十日に終わるものとする。

(出納事務)

第六十七条 会計年度に属する出納は、当該年度終了後三月以
内に、その事務は、当該年度終了後五月以内に完結しなけれ
ばならない。

(特別会計の設定)

第六十八条 特別の必要があるときは、宗議会及び参議会の議
決を経て、特別会計を設定することができる。

(歳計剰余金の処理)

第六十九条 歳計に剰余を生じたときは、その半額は平衡資金
として保管し、他の半額は翌年度の歳入に繰り入れるものと
する。

(平衡資金)

第七十条 歳計の不足を補うため平衡資金を設ける。

2 平衡資金は、歳計に不足を生じた場合を除くほか、支出す
ることができない。ただし、特別の必要があるときは、参与
会及び常務会の議決を経て、臨時にその一部又は全部を融通
することができる。

3 本派の将来的展望に立った重大な事業を推進するため、これに必要な資金が大幅に不足し、その財源確保が困難であるときは、宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ三分の二以上の多数による議決を得た場合に限り、前二項の規定にかかわらず、平衡資金の一部又は全部を使用することができる。

(保管金)

第七十一条 次に掲げる金員は、保管金としてこれを保管しなければならぬ。

- 一 交付する金員で保留しているもの。
- 二 支出の確定した金員で一時保留しているもの。
- 三 保証金として領置しているもの。
- 四 その他この規則又は条例に定めるもの。

(別途会計)

第七十二条 平衡資金及び保管金については、別途会計として、毎年度末に計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、翌年度の宗議会及び参議会に提出し、その承認を得なければならぬ。

第五章 事業

(東大谷墓地の経営)

第七十三条 この法人は、その目的達成に資するため、次の事業を行う。

事業名 東大谷墓地事業

業種 墓地の経営

所在地 京都市東山区粟田口東大谷一番地

京都市東山区下河原通八坂鳥居前下河原町五百式拾六番地

2 前項の事業の管理運営については、別に定める。

(会計の処理)

第七十四条 前条の会計は、一般会計と区分して経理しなければならぬ。

2 前条の事業から生じた剰余金は、当該事業及びこの法人のために使用しなければならない。

第六章 備付書類及び帳簿

(備付書類及び帳簿)

第七十五条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一 規則及び認証書
- 二 責任役員及びその代務者、宗議会議員及び参議会議員並びに参与会員及び常務会員その他諸機関の名簿

三 予算書

四 財産目録、貸借対照表及び収支計算書

五 責任役員会、宗議会、参議会、参与会及び常務会の議事

録並びに事務処理簿

六 事業に関する書類及び帳簿

七 その他重要事項の記録

第七章 補則

(規則の変更)

第七十六条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の過半数が出席した議会において、それぞれ三分の二以上の多数による議決を経て、文部大臣の認証を受けなければならない。

(合併)

第七十七条 この法人が合併しようとするときは、前条と同様とする。

(解散)

第七十八条 この法人が解散しようとするときは、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の三分の二以上が出席した議会において、それぞれ四分の三以上の多数による議決を経て、文部大臣の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第七十九条 この法人が解散した場合における残余財産は、責任役員会の議決並びに宗議会及び参議会の各議員の定数の三分の二以上が出席した議会において、それぞれ四分の三以上の多数による議決を経て、公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属する。

(宗憲及び規則の尊重)

第八十条 この法人に属する寺院、教会、僧侶及び門徒は、宗憲及びこの規則を遵守し、かつこの宗門の護持発展に努めなければならない。

附則

- 1 この規則は、この法人の設立の登記をした日から施行する。
- 2 従前の規則の規定は、宗教法人法附則第三項の宗教法人に該当する寺院及び教会については、この規則施行後もなおその効力を有する。

附則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(一九六四年八月十三日)から施行する。

附則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日

(一九八〇年十二月八日) から施行する。

附 則

- 1 この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(一九八一年八月十八日) から施行する。
- 2 この法人が包括する法人の規則中、真宗大谷派の管長の職務に属する事項は、真宗大谷派の宗務総長が行うものとする。
- 3 この規則施行の際、現に存する宗議会及び参与会は、この規則に定める宗会の宗議会及び参与会とみなし、現に在職する宗議会議員、宗議会議長及び副議長並びに参与会員は、この規則による宗会の宗議会議員、宗議会議長及び副議長並びに参与会員とみなし、その任期は、一九八一年十二月十一日までとする。
- 4 この規則施行の日から参議会が成立するまでの間、従前の門徒評議員会がこの規則に定める宗会の参議会の権限を行うものとし、従前の門徒評議員は、なおその地位にあるものとする。この場合、門徒評議員会の会議の成立及び議決については、なお従前の例による。
- 5 この規則施行の日から参議会の常務会が成立するまでの間、従前の門徒評議員会の常務員会がその権限を行うものとし、従前の常務員が常務会員の職務を行う。

附 則

この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(一九八五年十月十一日) から施行する。

附 則

- 1 この規則は、文部大臣の規則変更の認証書の交付を受けた日(一九八六年三月二十六日) から施行する。
 - 2 この規則施行の際、現に在職する参議会議員の任期は、従前の規定にかかわらず一九八六年四月三十日をもって満了する。
 - 3 この規則施行により、最初に選挙される参議会議員の任期は、第十四条第二項の規定にかかわらず二年とし、その始期は、一九八六年五月一日から起算する。
- 附 則
- 1 この規則は、合併の登記をした日(一九八七年十二月十六日) から施行する。
 - 2 この規則施行の際、現に宗教法人「本願寺」が特別財産として設定している財産及び基本財産として設定している財産は、この規則により、それぞれこの法人が特別財産として設定した財産及び基本財産として設定した財産とみなす。
 - 3 この規則施行の際、現に宗教法人「本願寺」が普通財産と

して有する財産は、この規則によるこの法人の普通財産とみなす。

4 この規則施行の際、現に施行している宗教法人「本願寺」の予算は、この規則施行の日の属する年度に限り第七十二条の規定にかかわらず別途会計として別途にこれを経理し、当該年度末に生じた歳計の剰余又は不足は、この法人が処理する。

5 前各項のほか、従前宗教法人「本願寺」が有したすべての権利及び義務は、この規則施行の日から、この法人に帰属する。

附 則

この規則の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（一九九七年十月十三日）から施行する。

附 則

この規則の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（二〇〇九年十一月二十七日）から施行する。